

調査部細則

附八

本則ハ勞資ノ關係ヲ調査シ係争ノ當否ヲ公正ニシ常ニ乘船及ビ休養中
並ニ家族ノ生活廢失業者ノ狀態ヲ調査シテ之レガ調節改善ヲ謀リ又別

三關係法規ノ研究調査ヲ爲スヲ目的トス

第一條 調査業務ヲ分チテ一般生活ニ關スルモノ係争等協議ニ關スルモノ計画ニ關
スルモノ法規法令ニ關スルモノトス

第二條 一般生活ニ關スルモノハ海員及ビソノ家庭ノ生活ノ狀態ヲ調査シ失業者
及ビ廢疾老衰其他のニ依ル廢業者ノ生活狀態ヲ調査シ本部ヲシテ日常改善
ノ法ヲ講ズルニ便ゼジムルモノトス

第三條 係争紛議ニ關スルモノハ各方面ノ報告ニ依リ事件ノ真相ヲ調査シ當否ヲ
鑑定シ参考トシテ本部ノ方針ヲ決定スルニ便ズルモノトス

第四條 計畫施設ニ關スルモノハ一般生活ニ關スル材料ヲ基礎トシテ理事會ノ決

議ニ從ヒ新タニ計畫セントスル事業ヲ研究スルモノトス

第五條 法規法令ニ關スルモノハ關係ノ内外諸法令ヲ研究シ又海外各國ノ事情ヲ
調査シテ本會ノ之レニ對スル方針ヲ講究スルモノトス

第六條 航海中ニ於ケル勞資係争ノ事故ハ會長ノ指圖ニ從ヒ之レガ調査ヲ爲シ事
理ヲ盡シテ會長ニ報告シ之レガ助言ヲ爲スモノトス

第七條 本部ノ調査ニ基キ必要ト認ムル時ハ理事會ノ決議ヲ以テ船主及ビ海員ニ
關スル紛議ノ真相ヲ公表スルコトアルベシ

第八條 本部ノ調査ニ基キ船主ニシテ本會ノ主義主張ヲ無視スル行爲ヲ重ナル
モノハ理事會ノ決議ヲ以テ警告ヲ與ヘ尙ホ改メザル時又ハ故意ニ斯カル
行為ヲ取クスル時ハ黒表ニ登録シ紹介拒絶ヲ爲スコトアルベシ

第九條 本會關係ノ諸事業ニ從事スル者ハ本部ノ命令ニ依ル掛員ノ調査ヲ拒ムコ
トヲ得ズ

第十條 宿舎經營者紹介掛員酒保廉賣掛員其他本會關係ノ事業ニ從事スル者ニシ